行田市DX推進計画

令和５年３月

目次

1　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2　計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
（１）ＩＣＴの利用動向・・・・・・・・・・・・・・ 3
（２）国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（３）国の自治体ＤＸ推進計画・・・・・・・・・・・ 7
（４）埼玉県の自治体ＤＸ推進計画・・・・・・・・・ 9
3　本市のこれまでの取組・・・・・・・・・・・・・・10
4　本市の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・11
5　計画の位置付け・推進期間・・・・・・・・・・・・12
6　推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
7　基本方針及び取組項目・・・・・・・・・・・・・・14
8　具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

【方針１】市民の利便性向上
（１）行政手続のオンライン化・・・・・・・・・・・16
　①電子申請サービスの拡充と利用促進・・・・・16
　②窓口キャッシュレス決済の推進・・・・・・・17
　③公共施設予約手続の簡素化・・・・・・・・・18
　④マイナンバーカード利活用の促進・・・・・・19
（２）オープンデータ・官民データ活用の推進・・・20

【方針２】行政事務の効率化
（３）行政事務のデジタル化・・・・・・・・・・・・・・21
　①ＡＩ等先進技術を活用した事務の効率化・・・・・21
　②ペーパーレス化の推進・・・・・・・・・・・・・・22
　③窓口業務の効率化・・・・・・・・・・・・・・・・23
（４）行政システムの標準化・共通化・・・・・・・・・24
（５）テレワークの推進・・・・・・・・・・・・・・・25

【方針３】デジタル社会に向けた基盤整備
（６）セキュリティ対策の徹底・・・・・・・・・・・・26
（７）デジタル人材の確保・育成・・・・・・・・・・・27
（８）デジタルデバイド対策の推進・・・・・・・・・・28
（９）地域社会のデジタル化・・・・・・・・・・・・・29

9　用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

「DX」とは・・・

Digital　Transformation（デジタル・トランスフォーメーション）の略で、ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。「Trans」を「X」と略すことが一般的な英語圏の表記に準じて、**「DX」**と略される。

1　計画策定の趣旨

- 情報通信技術の高度化に伴い、それを活用するためのツールであるパソコンやスマートフォンは、コミュニケーション、買い物、支払い決済など、もはや私たちの日常生活に欠かせないものとなっています。

- 一方、少子高齢化、人口減少の進展による労働生産力・経済規模の減少、社会保障費の増大などの課題が顕在化しており、本市では、これらの課題が一層顕著になっています。このような状況の下、**限りある財源と人的資源**の中で、多様化・複雑化する市民ニーズに対応しながら**持続可能な行政サービスの提供**が求められています。

- また、新型コロナウイルス感染症により、人との接触を回避する行動や働き方改革が求められた結果、テレワーク、リモート授業、オンライン会議、キャッシュレス決済など**デジタル技術を活用した新しい生活様式の普及**が進んでいます。

- 国を挙げてデジタル技術を活用した社会変革を進めるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の取り組みが進められる中、「紙中心のアナログからデジタルへの変換」や「ICT化を進めることによる業務効率化」を通じて、市民の利便性向上や自治体職員が効率的に働けるようにすることを一要素としつつ、さらにデジタル技術の活用により公共サービスのあり方を変革し、より**質の高い行政サービスの提供**と、**行政事務のデジタル化**を進めるため、本市における今後の方向性を示す**「行田市DX推進計画」**を策定します。

ステップ１

デジタイゼーション
『情報のデータ化』

アナログの情報を
デジタルデータに変換する

ステップ２

デジタライゼーション
『業務・サービスのICT化』

情報のデータ化を前提
として、業務をICT化する

ステップ３

デジタル・トランスフォーメーション
『デジタル技術による公共サービスや
組織のあり方そのものの変革』

既存の手法や価値観にとらわれず、**デジタル技術**などを
活用しながら、**業務効率化や地域課題の解決**等を図る

2　計画策定の背景（1）ICTの利用動向

- インターネットなどの**情報通信技術の急速な発展**は、私たちの社会生活に大きな変化をもたらしてきました。
- 総務省が発表した「令和3年通信利用動向調査」によると、**インターネット利用割合は82.9%**となっています。
- 年齢階層別にみると、**13～59歳の各年齢層で9割**を上回る結果となっています。

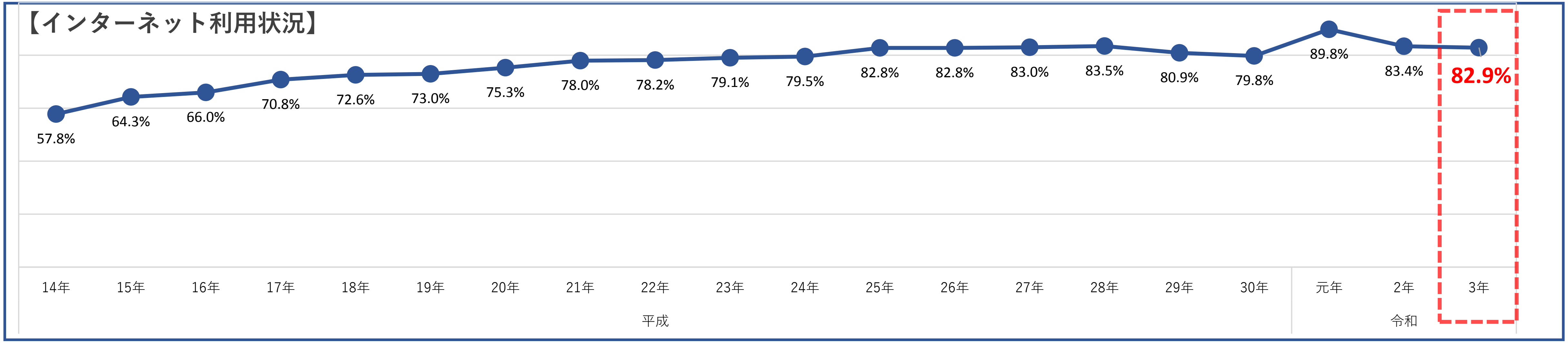

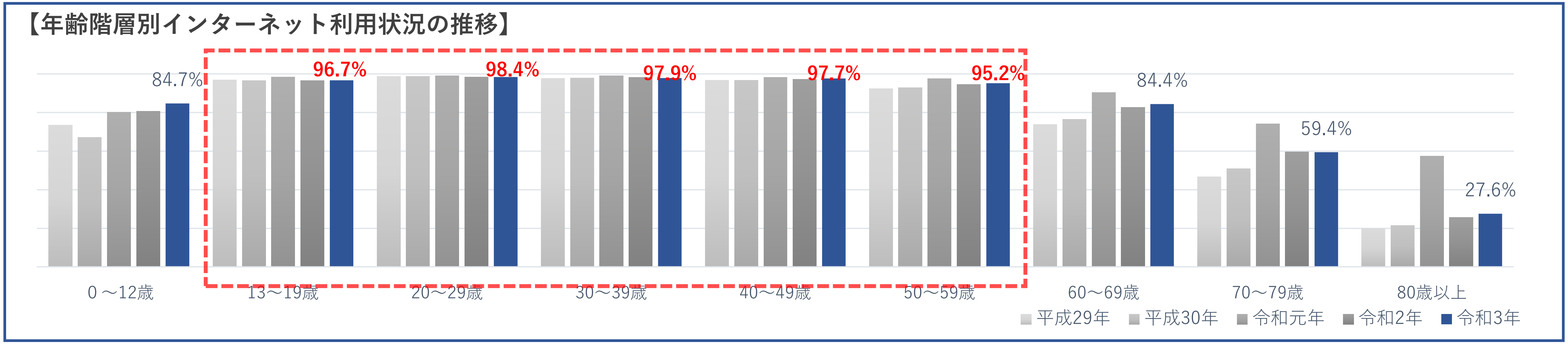

【参考】総務省_「令和3年通信利用動向調査」（令和4年5月27日公表）：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/220527_1.pdf

2　計画策定の背景（１）ICTの利用動向

- 「令和3年度通信利用動向調査」（総務省）では、スマートフォンを保有している世帯の割合が年々増加しており、**令和3年の世帯保有率は88.6%**となっています。
- また、インターネットを利用するための端末機器として、**スマートフォンが68.5%と最も利用**されています。

【情報通信機器の世帯保有率の推移】

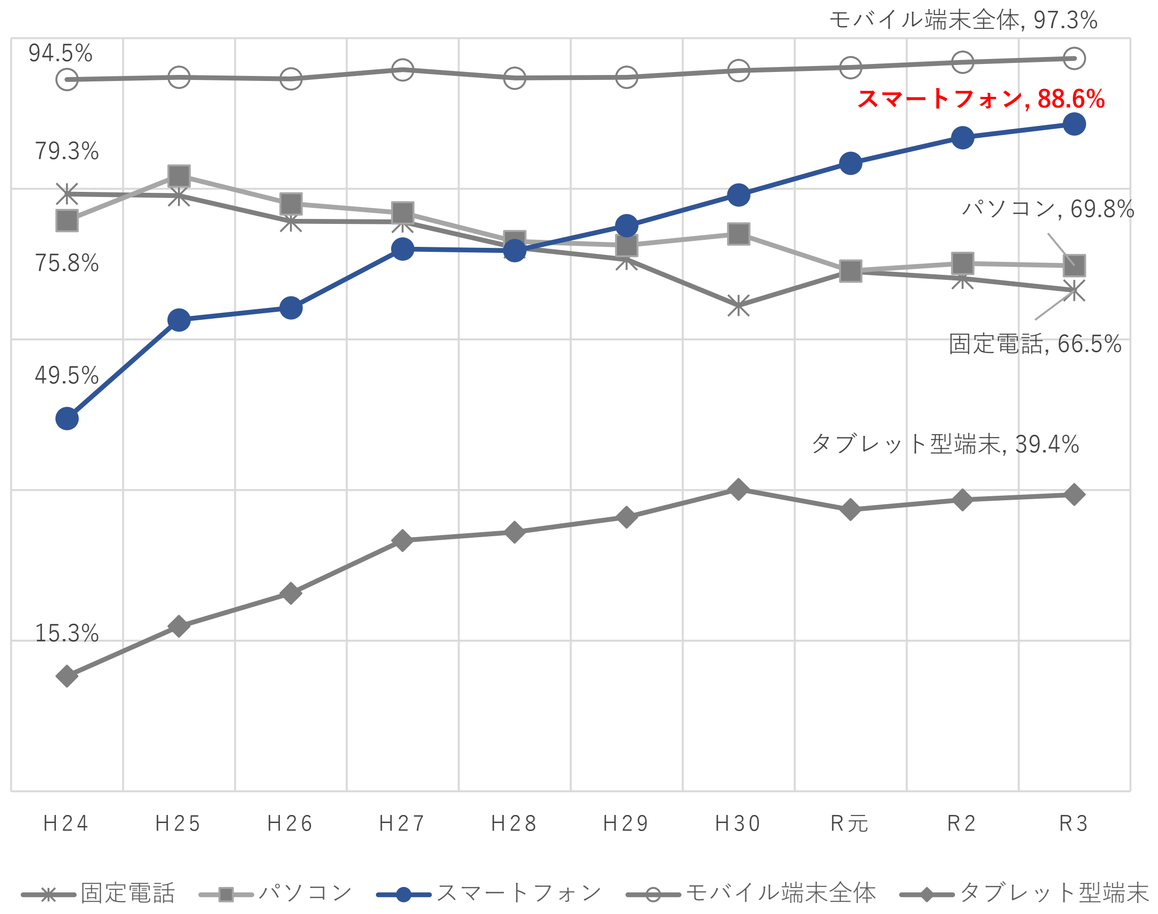

【インターネットの端末別利用状況】

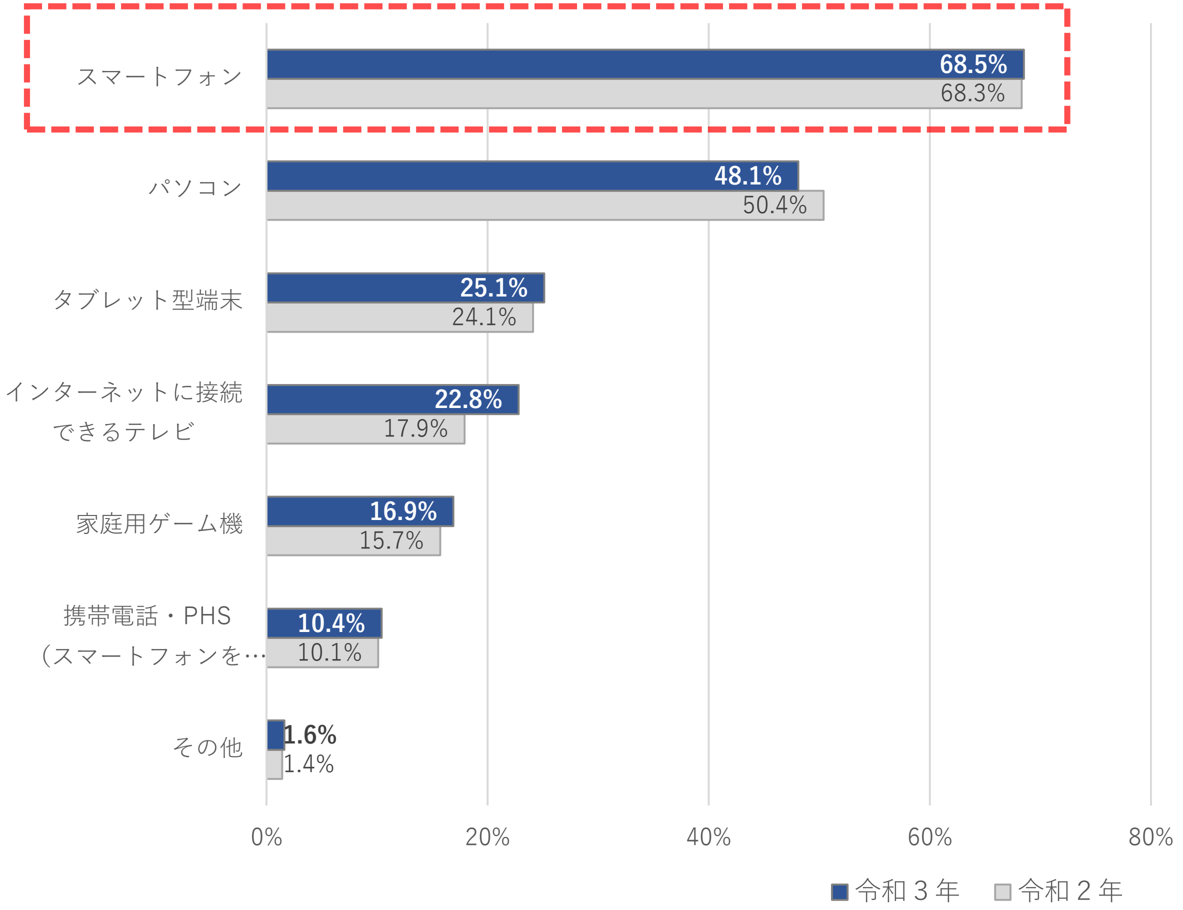

【参考】総務省_「令和3年通信利用動向調査」（令和4年5月27日公表）：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/220527_1.pdf　（注）主な利用機器のみ記載

2　計画策定の背景（１）ICTの利用動向

- 「令和3年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」（総務省情報通信政策研究所）では、メディア別の利用時間として、**インターネットが平日、休日ともに年々増加**しており、平日は最も利用されています。
- 一方、新聞は年々減少していることから、主要な**情報収集メディアが紙からデジタルに**移行している傾向がうかがえます。

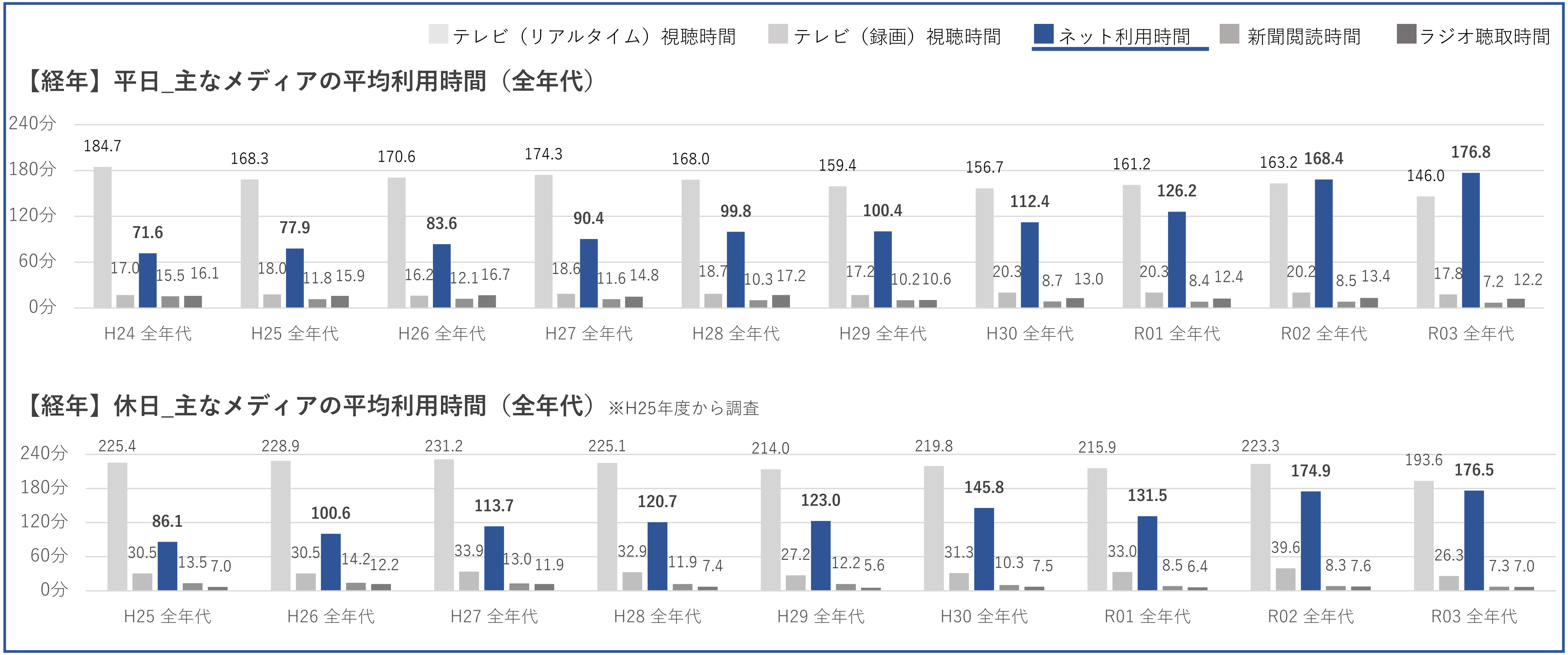

【参考】総務省情報通信政策研究所_「令和3年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」（令和4年8月26日公表）
：https://www.soumu.go.jp/iicp/research/results/media_usage-time.html

2　計画策定の背景（２）国の動向

●「官民データ活用推進基本法」【平成28年（2016年）12月】
少子高齢化などの様々な課題に対応するため、国や自治体、独立行政法人、その他の事業者などが管理するデータを活用し、行政・農業・医療介護・観光・金融・教育等の効率化を図ることで、これら官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するものです。

●「デジタル・ガバメント実行計画」【平成30年（2018年）1月】
「デジタル技術を徹底活用した利用者中心の行政サービス改革」、「官民協働を実現するプラットフォーム」、「価値を生み出すITガバナンス」の3つを柱とした取組の推進を示したデジタル・ガバメント推進方針を具体化したもので、その後、令和元年（2019年）12月にデジタル手続法に基づく計画として改定され、令和2年（2020年）12月には新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題を踏まえ再度改定されました。

●「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（デジタル手続法）【令和元年（2019年）5月】
国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者が、あらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現を目指して、「デジタルファースト」「ワンスオンリー」「コネクテッド・ワンストップ」を基本原則としました。

●「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」【令和2年（2020年）7月】
「行政サービスの100%デジタル化」、「行政保有データの100%オープン化」、「デジタル改革の基盤整備」、感染症拡大の阻止やデジタル化・オンライン化の障壁となる規制の見直しを進め「デジタル強靭化社会」の実現に向けて、地方公共団体のデジタル化を明記しました。

●「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」【令和2年（2020年）12月】
目指すべきデジタル社会のビジョンを「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」とし、地方自治体が重点的に取り組むべき内容等を明記しました。政府は「自治体DX推進計画」を令和2年（2020年）12月25日に発表しました。この計画は令和2年（2020年度）～令和7年（2025年度）を対象期間とし、次ページに記載のような重点取組事項を定めました。さらに、令和3年（2021年）7月7日には、その進め方として「自治体DX推進手順書」を定めました。

●「デジタル庁設置法」【令和3年（2021年）5月】
デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル社会形成の司令塔として、徹底的な国民目線でのサービス創出やデータ資源の利活用、社会全体のDXの推進を通じ、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を実現すべく、デジタル化の基本方針策定などの企画立案や、国等の情報システムの統括・監理など、強力な総合調整機能を有する組織としてデジタル庁を令和3年（2021年）９月に設置するためのものです。デジタル化の進展により、データの多様化・大容量化が進展しており、その活用が不可欠となっております。また、新型コロナウイルス感染症の対応において、デジタル化の遅れ等が顕在化しており、IT基本法の全面的な見直しを行い、デジタル社会の形成に関し、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を掲げ、デジタル社会形成の10の基本原則に基づく、デジタル改革関連6法が令和3年（2021年）5月に制定されました。

2　計画策定の背景（3）国の自治体DX推進計画

- 総務省は、**「自治体DX推進計画」**を令和2年（2020年）12月に策定しました。
- この計画は、令和2年度から令和7年度を対象期間とし、以下の施策を**重点取組事項**として定めました。
- また、令和3年（2021年）7月には、その進め方として「自治体DX推進手順書（1.0版）」を公表し、さらに、令和4年（2022年）9月には、一部を見直した「同手順書（2.0版）」を作成しました。

【自治体DXの重点取組事項】

- **自治体の情報システムの標準化・共通化**
- **マイナンバーカードの普及促進**
- **自治体の行政手続のオンライン化**
- **自治体の AI・RPA の利用推進**
- **テレワークの推進**
- **セキュリティ対策の徹底**

【自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組】

- デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域 社会のデジタル化
- デジタルデバイド対策
- デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し

【各団体において必要に応じ実施を検討する取組】

- BPRの取組の徹底
- オープンデータの推進・官民データ活用の推進

【参考】総務省_自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第2.0版】：https://www.soumu.go.jp/denshijiti/index_00001.html

（参考）重点取組事項『行政手続のオンライン化』において、「特に国民の利便性向上に資する手続」とされている31手続

【子育て関係】　15手続

・児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
・児童手当等の額の改定の請求及び届出
・氏名変更／住所変更等の届出
・受給事由消滅の届出
・未支払の児童手当等の請求
・児童手当等に係る寄附の申出
・児童手当に係る寄附変更等の申出
・受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
・受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
・児童手当等の現況届
・支給認定の申請
・保育施設等の利用申込
・保育施設等の現況届
・児童扶養手当の現況届の事前送信
・妊娠の届出

【介護関係】 11手続

・要介護・要支援認定の申請
・要介護・要支援更新認定の申請
・要介護・要支援状態区分変更認定の申請
・居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
・介護保険負担割合証の再交付申請
・被保険者証の再交付申請
・高額介護（予防）サービス費の支給申請
・介護保険負担限度額認定申請
・居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
・居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
・住所移転後の要介護・要支援認定申請

【被災者支援関係】 1手続

・罹(り)災証明書の発行申請

【自動車保有関係】　4手続

・自動車税環境性能割の申告納付
・自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
・自動車税住所変更届
・自動車の保管場所証明の申請

上記含むその他手続一覧

※下線が「自治体 DX 推進計画」において「特に国民の利便性向上に資する手続」とされた 31 手続

a)処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続

１）図書館の図書貸出予約等
２）文化・スポーツ施設等の利用予約
３）研修・講習・各種イベント等の申込
４）地方税申告手続（eLTAX）
５）自動車税環境性能割の申告納付
６）自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
７）自動車税住所変更届
８）水道使用開始届等
９）港湾関係手続
１０）道路占用許可申請等
１１）道路使用許可の申請出予約等
１２）自動車の保管場所証明の申請
１３）駐車の許可の申請
１４）建築確認
１５）粗大ごみ収集の申込
１６）産業廃棄物の処理、運搬の実績報告
１７）犬の登録申請、死亡届
１８）感染症調査報告
１９）職員採用試験申込
２０）就業構造基本調査
２１）入札参加資格審査申請等
２２）入札
２３）衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙等の請求
２４）消防法令における申請・届出等

b)住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続

ア.子育て関係
１）児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
２）児童手当等の額の改定の請求及び届出
３）氏名変更／住所変更等の届出
４）受給事由消滅の届出
５）未支払の児童手当等の請求
６）児童手当等に係る寄附の申出
７）児童手当に係る寄附変更等の申出
８）受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
９）受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
１０）児童手当等の現況届
１１）支給認定の申請
１２）保育施設等の利用申込
１３）保育施設等の現況届
１４）児童扶養手当の現況届の事前送信
１５）妊娠の届出
イ.介護関係
１）要介護・要支援認定の申請
２）要介護・要支援更新認定の申請
３）要介護・要支援状態区分変更認定の申請
４）居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
５）介護保険負担割合証の再交付申請
６）被保険者証の再交付申請
７）高額介護（予防）サービス費の支給申請
８）介護保険負担限度額認定申請
９）居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
１０）居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
１１）住所移転後の要介護・要支援認定申請
ウ.被災者支援関係
１）罹(り)災証明書の発行申請
２）応急仮設住宅の入居申請
３）応急修理の実施申請
４）障害物除去の実施申請
５）災害弔慰金の支給申請
６）災害障害見舞金の支給申請
７）災害援護資金の貸付申請
８）被災者生活再建支援金の支給申請

【参考】総務省_自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【第 1.0 版】：https://www.soumu.go.jp/main_content/000759085.pdf

2　計画策定の背景（4）埼玉県の自治体DX推進計画

- 「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」【令和3年（2021年）3月】
  埼玉県は、2021年度から2023年度の3年間を計画期間として、「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」を策定しました。
  本計画では、実行の基本となる施策を「基本施策」とし、県民サービス、事業者サービス、行政事務の3つを枠組みとして設定しています。そして3つの枠組みの中で、合計9つの施策を設定しています。また、基本施策に共通して実施する施策を「共通施策」として3つの施策を設定しています。

【参考】埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」（令和3年3月策定）：https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/195932/dx_plan.pdf

3　本市のこれまでの取組

- 本市では、デジタル技術を有効活用する取組を積極的に進めています。
- 近年における取組は以下のとおりです。

【実施年度】	【主な取組】
令和2年度（2020年度）	• GIGAスクール構想に基づく、学習用端末及び校内ネットワークの整備 • マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付 • 窓口キャッシュレス決済サービスの導入 • 市公式SNSによる情報発信（LINE・市政情報メール）
令和3年度（2021年度）	• 公共施設予約システムの導入 • テレワーク環境の整備（職員向け） • 音声テキスト化システムの導入 • LINEと連携したセグメント配信の開始 • 市ホームページにチャットボット導入
令和4年度（2022年度）	• AI－OCR、RPA導入 • 電子申請に伴うキャッシュレス決済サービスの導入 • スマートフォン講習会の開催 • 書かない窓口の導入

4　本市の現状と課題

- 本市の総人口は、平成12年（2000年）の90,530人をピークに**年々減少**しており、令和12年（2030年）には、71,998人とピーク時に比べ、2割程度減少すると推計されています。
- 『年齢３区分別人口』では、年ごとに**「年少人口」と「生産年齢人口」が減少する一方で、「高齢人口」が増加**しており、この傾向が今後も続くと推計されています。

【年齢３区分別人口の推移】

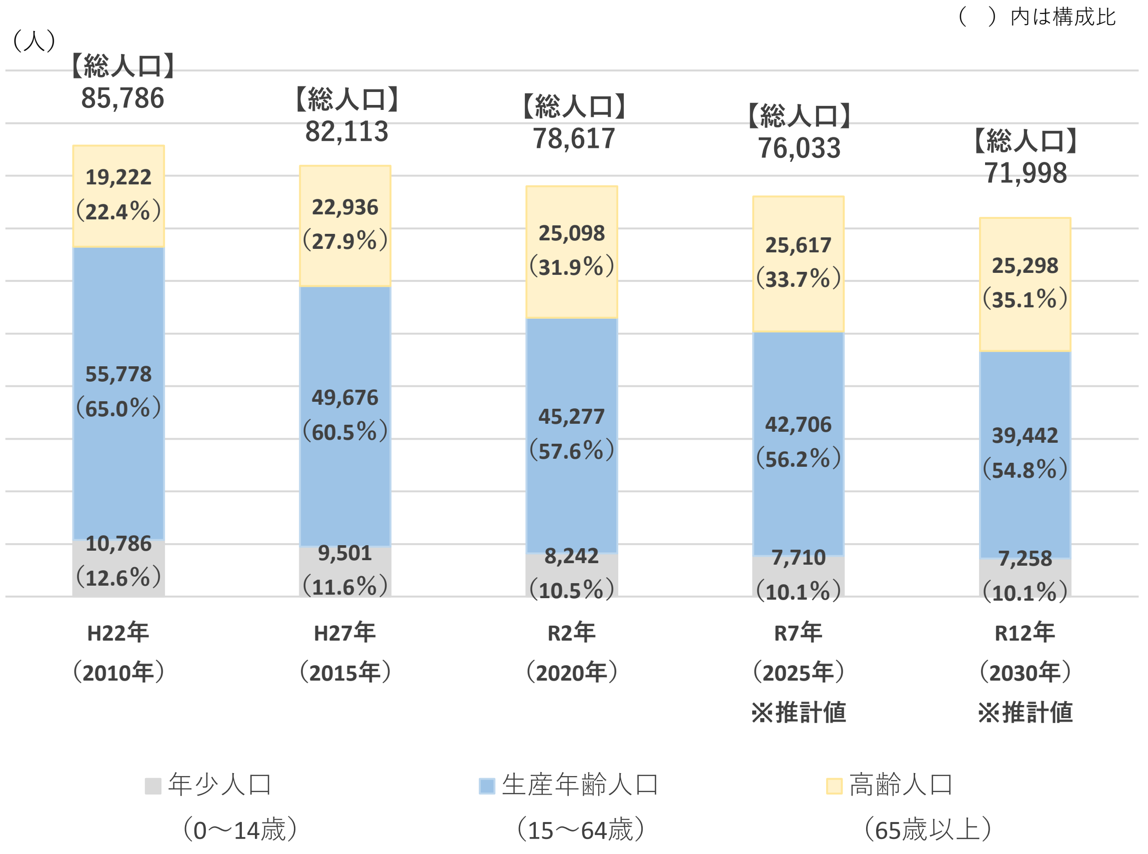

課題解決に向けて

- 人口減少による市税収入の減少の一方で、高齢化による医療や介護などの社会保障関連経費の増加が見込まれ、本市の財政状況はより厳しい状況となることが必至であり、今後も安定的な行政運営を確保し、**行政サービスの質を維持する**ことが必要です。
- 今後、人口減少により、経営資源であるヒト・モノ・カネが制約されることから、**新たなICT技術等を積極的に活用**し業務の効率化を図るとともに、市民にとって利便性の高い行政サービスの構築に向け、**行政事務の大幅な変革（BPR）**が必要となります。

【参考】第6次行田市総合振興計画（令和3年3月策定）：https://www.city.gyoda.lg.jp/soshiki/sougouseisakubu/kikaku_seisaku/gyomu/seisaku_keikaku/sogokeikaku/2883.html
※令和2年については国勢調査実績値

5　計画の位置付け・推進期間

- 本計画は、最上位計画である「第６次行田市総合振興計画（令和3年度～令和12年度）」をデジタルの側面から推進するための計画として位置付けます。また、「行田市行財政集中改革プラン」との整合性を図ります。
- なお、「官民データ活用推進基本法」に定める市町村官民データ活用推進計画を兼ねるものとし、総務省策定の「自治体DX推進計画」を踏まえた計画とします。

【推進期間】

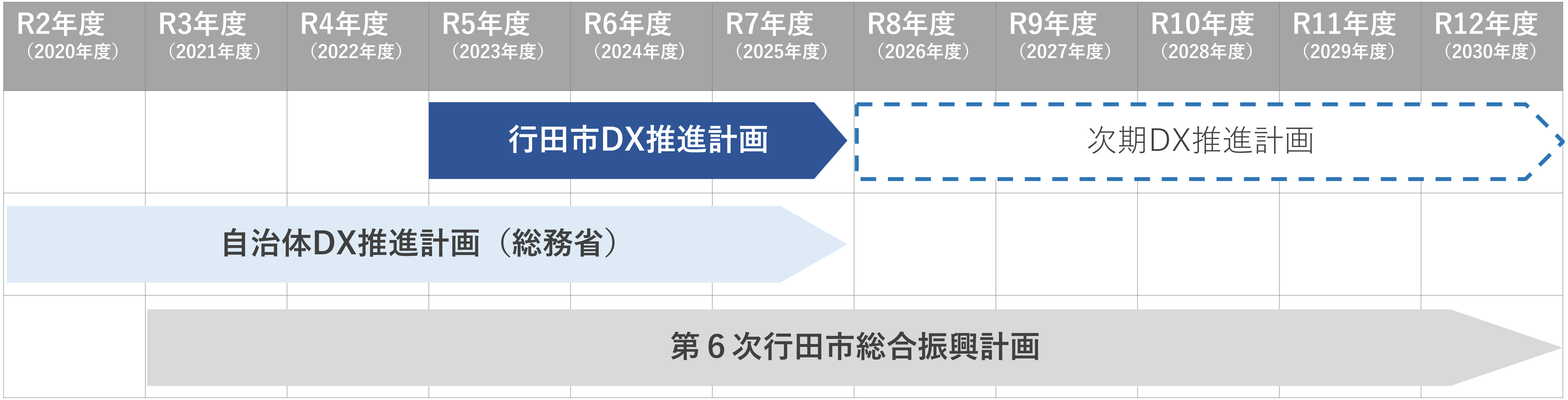

計画の推進に当たっては、国が進める施策との整合・連携を図る必要があることから、計画期間は総務省策定の「自治体DX推進計画期間（令和3年1月～令和8年3月）」と同様の令和7年度までとし、社会情勢や国の動向などの変化に応じて、適宜見直しを行います。
また、第６次行田市総合振興計画、行田市行財政集中改革プラン、国の計画等を踏まえ、令和8年度からの次期DX推進計画策定に向けた取組を実施します。

【参考】第6次行田市総合振興計画：https://www.city.gyoda.lg.jp/soshiki/sougouseisakubu/kikaku_seisaku/gyomu/seisaku_keikaku/sogokeikaku/2883.html
行財政集中改革プラン：https://www.city.gyoda.lg.jp/material/files/group/2/gyouzaiseisyucyukaikakuplan_dai2syou.pdf

6　推進体制

- 本市のDX推進計画の推進にあたっては庁内横断的に取組を進めることが重要であることから、CIO（副市長）を本部長、総合政策部長を副本部長として、部長会議メンバーで構成されるDX推進本部を設置し課題検討等を行います。
- また、施策の実施にあたっては事務局や外部専門家等のサポートを得ながら事業主管課が主体となって取り組みます。

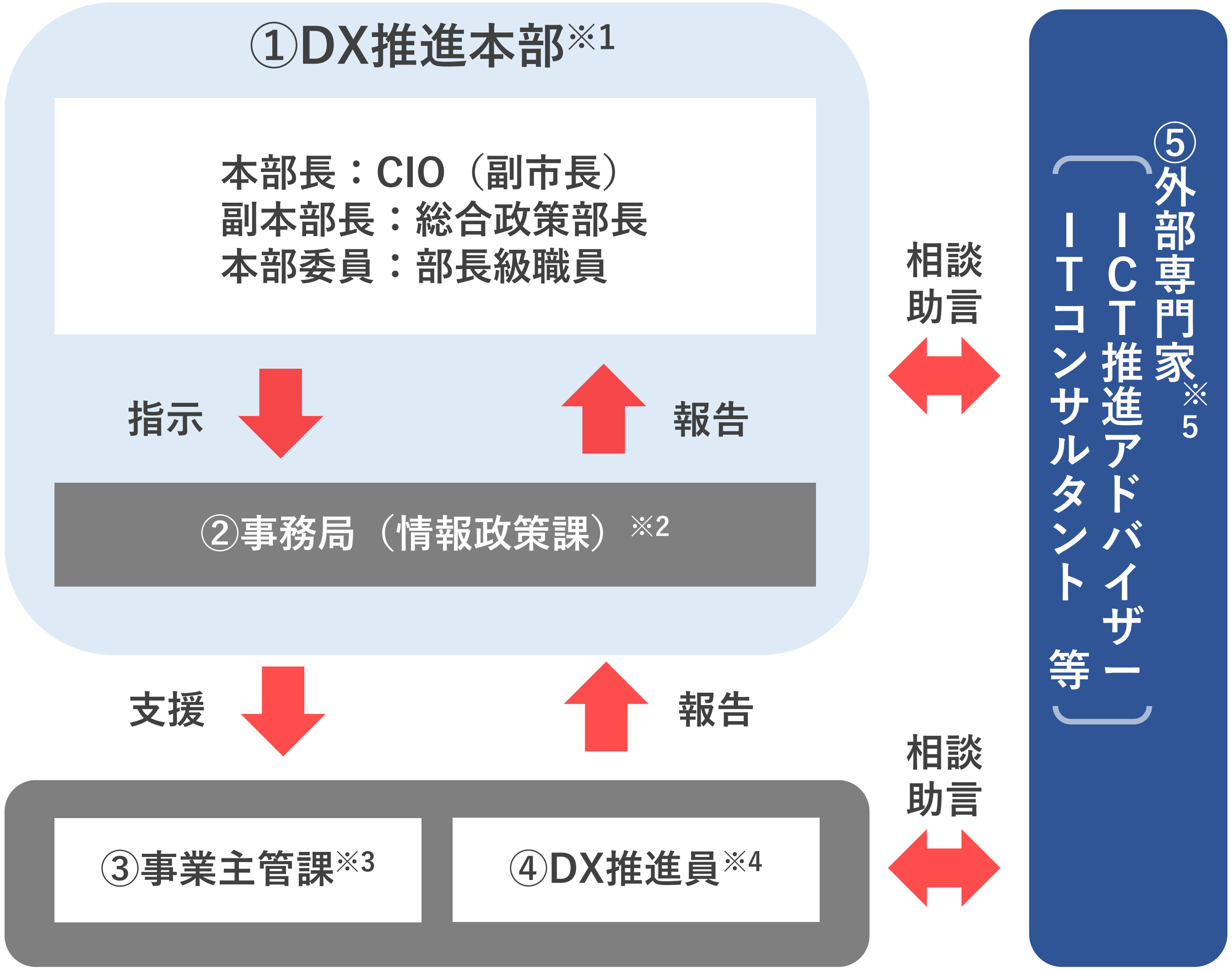

※1 **①DX推進本部**
全庁的な部局間の調整を図るため、CIOを本部長、
総合政策部長を副本部長とし、部長会議メンバーで構成
・DX推進に係る横断的な相談
・DX推進に係る企画立案、進行管理、事業評価　等
CIO・・最高情報統括責任書（Chief Information Officer）

※2 **②事務局（情報政策課）**
本計画の推進のため、関係部署との調整及び支援など
・事業主管課の業務見直しに向けたヒアリングの実施
・システム構築や運用の助言
・DX推進本部への事業報告　等

※3 **③事業主管課**
実施事業の進行管理
・事業化、業務の見直し ／ ・事務局への事業報告
・ICTシステムの構築、運用 ／ ・予算確保

※4 **④DX推進員**
事業主管課に設置し、事務局との連携窓口となりDXを推進

※5 **⑤外部専門家（デジタル外部人材）**
専門的知見から助言・相談等を実施

7　基本方針及び取組項目

- 本計画では、本市の取り巻く課題等を踏まえた積極的な対応を図るため、次の３つの「基本方針」を掲げます。
- 「利用者」及び「業務効率化」の視点を踏まえ、基本方針に対する取組事項を設定し、業務の見直しを実施するとともに、デジタル技術の活用を効果的・効率的に進めます。

【基本方針】		【取組項目】
【方針１】	市民の利便性向上	**（１）行政手続のオンライン化** ①電子申請サービスの拡充と利用促進 ②窓口キャッシュレス決済の推進 ③公共施設予約手続の簡素化 ④マイナンバーカード利活用の促進 **（２）オープンデータ・官民データ活用の推進**
【方針２】	行政事務の効率化	**（３）行政事務のデジタル化** ①AI等先進技術を活用した事務の効率化 ②ペーパーレス化の推進 ③窓口業務の効率化 **（４）行政システムの標準化・共通化** **（５）テレワークの推進**
【方針３】	デジタル社会に向けた基盤整備	**（６）セキュリティ対策の徹底** **（７）デジタル人材の確保・育成** **（８）デジタルデバイド対策の推進** **（９）地域社会のデジタル化**

8　具体的な取組

取組状況の考え方

- 現在の本市における取組項目について、以下のステップで整理します。
- 今後、各取組のフェーズや進捗状況に合わせ、適宜見直すことで更なる推進につなげます。

【取組ステップ】

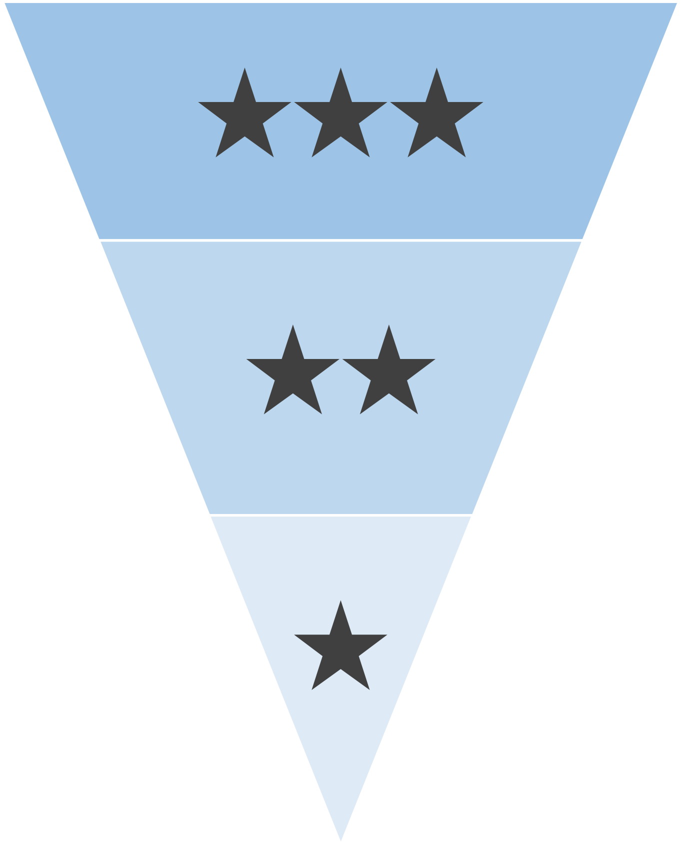

現在の取組を継続するもの

- 既に予算化/実行中の取組
- 国からの指針等に従い、取組内容が明確なもの
- 更なる利便性向上の施策について検討を行う

**一部導入済みであり
取組を拡大していくもの**

- 一部実施されている取組
- 国や当市において取組方針が明示されているもの
- 今後本格的な取組拡大に向けて検討を行う

**検討を加速化し
実装につなげるもの**

- 予算化前/今後取組内容を決定していくもの
- 今後国や他自治体の動向を踏まえ、令和7年度末まで適宜取組内容を見直す

【方針１】（１）行政手続のオンライン化

【あるべき姿】

「いつでも・どこでも・簡単に」市民サービスの利用や手続が行える環境を拡充し、市民により便利な行政サービスを実現する

【取組方針】

取組事項	取組状況
①電子申請サービスの拡充と利用促進	★★★

【スケジュール】

R5年度（2023年）	R6年度（2024年）	R7年度（2025年）
マイナポータル等を活用した電子申請の拡充／利用促進に向けた周知・啓発		
住民票・戸籍謄本等のコンビニ交付の活用促進（マイナンバーカードの普及）		

【現状と課題】

- 電子申請サービスについては、県内市町村が共同利用により運用する「埼玉県電子申請システム」を活用しており、現在約400手続において電子申請が可能となっているが、サービスを利用する市民等は少ない
- 電子申請サービスにおけるキャッシュレス決済を導入済である

【取組内容】

- デジタル・ガバメント実行計画に基づき、①処理件数が多く住民等の利便性の向上や業務効率化の効果が高いと考えられる手続 ②住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続について優先的にオンライン化を進める
- マイナンバーカードの普及促進及びマイナポータルを活用した電子申請サービスの拡充に取り組み、非来庁型サービスであるコンビニ交付の利用促進を図り、電子申請サービスの利用促進に向けた市民等への周知・啓発を行う

【目標・効果見込】

- 「いつでも」「どこでも」パソコンやスマートフォンから簡単に行政手続が可能となり、市民の利便性が向上する
- 来庁者の減少による窓口等の混雑緩和やペーパーレス化にも寄与するほか、事務処理スピードの向上が期待できる

【方針１】（１）行政手続のオンライン化

市民の利便性向上

【あるべき姿】

キャッシュレス決済導入により、窓口での支払手段の多様化、所要時間短縮による市民の利便性向上や会計管理業務における業務効率化を実現する

【取組方針】

取組事項	取組状況
②窓口キャッシュレス決済の推進	★★★

【スケジュール】

R5年度（2023年）	R6年度（2024年）	R7年度（2025年）
窓口キャッシュレス決済の拡充		
利用促進に向けた周知・啓発		

【現状と課題】

- キャッシュレス決済は、市民課、税務課、郷土博物館、古代蓮会館、総合体育館（体育施設）、はにわの館の４施設２窓口で導入済
- 郷土博物館、古代蓮会館などの観光施設は比較的利用者が多いが、これ以外の窓口では利用者が少ない
- 窓口個々にキャッシュレス決済サービスを導入しており、統一的な運用が図れていない
- 利用促進を図るための市民等への周知徹底と、キャッシュレス決済可能な窓口を拡大する必要がある

【取組内容】

- 現金を取扱うすべての施設・窓口にキャッシュレス決済の導入を検討する
- 利用者の利便性を考慮して、可能な限り統一したキャッシュレス決済サービスを導入する
- 導入施設及び窓口の拡大を図るとともに、市報や市ホームページ、SNSを活用するなど、利用促進に向けた周知を行う

【目標・効果見込】

- 支払手段の多様化や所要時間短縮により、利用者の利便性が向上する
- 多額の現金を管理することがなくなり、現金の紛失・盗難リスクが低減する

【方針１】（１）行政手続のオンライン化

市民の利便性向上

【あるべき姿】

利用者が来庁せずに施設予約できることによる負担軽減とともに、利用状況等の可視化により、公共施設の効率的な活用が実現される

【取組方針】

取組事項	取組状況
③公共施設予約手続の簡素化	★★★

【スケジュール】

R5年度（2023年）	R6年度（2024年）	R7年度（2025年）
予約システム導入施設の拡充及び利用促進		

【現状と課題】

- 令和４年（2022年）３月から公共施設予約システムの運用を開始し、19施設※１でオンライン予約が可能となっている
  ※１：コミュニティーセンターみずしろ、コミュニティーセンターみずしろ分館、男女共同参画推進センター、商工センター、体育施設（12施設）、産業文化会館、中央公民館、教育文化センター「みらい」文化ホール
- 一部の導入対象施設においては、予約状況の閲覧はできるもののオンラインによる予約受付ができない施設がある

【取組内容】

- 予約システム導入対象施設所管課等と調整し、利用登録者の増加とオンライン予約可能な施設の拡充を図る
- 施設予約だけではなく、行政サービスや各種相談・申込等、幅広いシステムの利活用について検討する

【目標・効果見込】

- 施設管理者の事務の効率化が図られるとともに、ペーパーレス化につながる
- 予約のシステム化により、場所やデバイスを問わず施設を予約することができ、行政サービスや、相談業務の予約により、手続にかかる時間の削減を通じ、利用者の施設予約に係る負担軽減が図られる

【方針１】（１）行政手続のオンライン化

市民の利便性向上

【あるべき姿】

デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードと連携した各種オンラインサービス等の提供が増えることによって、利活用機会の拡大につなげる

【取組方針】

取組事項	取組状況
④マイナンバーカード利活用の促進	★★★

【スケジュール】

R5年度（2023年）	R6年度（2024年）	R7年度（2025年）
マイナポータルを介した行政手続の拡充対応		
新たな利活用策の検討		

【現状と課題】

- 引越しワンストップサービスや更なる行政手続のオンライン化の推進によって、今後の活用シーンは拡大することが見込まれる
- 本市におけるマイナンバーカードの交付状況は、令和4年（2022年）10月末時点で34,963件（普及率44.1%）となっている
- マイナンバーカードの利活用を効果的に推進するためには、普及率の向上が不可欠である

【取組内容】

- マイナンバーカードの普及促進のため、広報などによる周知や市役所窓口等での積極的な申請支援を行う
- 本人確認としての利用やマイキープラットフォームを活用した多機能化等の情報収集に努めるとともに、新たな利活用策について検討する

【目標・効果見込】

- オンラインで確実な本人確認及び電子署名を行うことができ、健康保険証利用についても令和5年（2023年）3月末にはおおむねすべての医療機関等でのシステム導入が見込まれており、更なる利便性向上と利活用の 促進が期待できる
- マイナンバーを活用した業務を実施することで庁内業務の稼働削減につながる

【方針１】（２）オープンデータ ・官民データ活用の推進

【あるべき姿】

地域における最大のデータホルダーである自治体として、官民の相互連携を前提としたデータ整備を行うとともに、EBPM等のデータ活用を通じた新たな価値の創造に寄与する

【取組方針】

取組事項	取組状況
オープンデータ・官民データ活用の推進	★★

【スケジュール】

R5年度（2023年）	R6年度（2024年）	R7年度（2025年）
県ポータルサイトへのデータ公開		
公開可能なデータの棚卸		

【現状と課題】

- 埼玉県が平成28年（2016年）3月に開設したオープンデータのポータルサイトを活用し、本市が保有するオープンデータ（文化財一覧、AED設置場所等）を公開しているが、制度やデータツールの整備が遅れ、その他情報のオープンデータ化が進んでいない
- 道路台帳など汎用性の高いデータ等がオープンデータ化されておらず、必要とする市民や事業者等が来庁する必要があるため、窓口の混雑や非効率な行政運営となっている

【取組内容】

- DXの推進にあたり、様々な主体が容易に活用できるよう、市が保有する情報をデジタル化し、誰もが二次利用できる形式で公開し、より積極的なデータ公開に取り組むことで、より良い市民生活や活動しやすい事業者環境、さらには地域の課題解決へ活用する
- DX推進員と連携し、現在開示しているオープンデータの整理や道路台帳、都市計画図、観光資源等のオープンデータ化を検討する

【目標・効果見込】

- オープンデータの活用が進むことにより、行政事務の効率化、新たなサービスの創出にもつながる
- 公開されたビッグデータ等の二次利用について、民間企業等と連携した観光や防災における街づくりへの施策検討に活用することで、EBPMの実践につなげていく

【方針２】（３）行政事務のデジタル化

【あるべき姿】

AIやRPA等の汎用ツールなど、先進技術を活用した事務の効率化を図り、本来業務に集中できる職場環境の構築が実現される

【取組方針】

取組事項	取組状況
①AI等先進技術を活用した事務の効率化	★★

【スケジュール】

R5年度（2023年）	R6年度（2024年）	R7年度（2025年）
RPA等の汎用ツール導入業務の拡充及び運用		
AI等を活用した新規導入業務の検討		

【現状と課題】

- 単純なパソコン入力作業など、定型的な事務処理に多くの人手と時間 を要しており、政策立案に充てられる時間が少ない
- デジタル技術の活用により、こうした定型業務に掛かる時間を縮減し、 職員が政策立案や相談業務などに注力できる環境を整える必要がある

【取組内容】

- RPA等導入済の汎用ツールについては、導入業務の拡充を検討する
- 効率的で持続可能な行財政運営のため、BIツール等を活用し、庁内業務全体の洗い出しを行う
- AIやノーコード・ローコード等汎用ツールなどを活用した新規導入業務の検討を行う
- 業務プロセスの見直しやAI等を活用した業務改革（BPR）を進め、職員の生産性向上を図るとともに、行政事務のデジタル化を推進する

【目標・効果見込】

- 単純作業のミスが軽減され、既存の業務プロセスから見直しを図ることで、業務プロセスの改善（BPR）につながる
- 定型的な事務処理時間の削減による働き方改革を実現し、政策立案や相談業務に注力することにより、市民サービスの向上が図られる

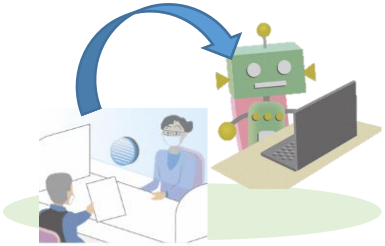

【方針２】（３）行政事務のデジタル化

【あるべき姿】

ICTの有効活用によるペーパーレス化を推進し、事務の効率化とコスト削減を図るとともに、行政デジタル化を加速する

【取組方針】

取組事項	取組状況
②ペーパーレス化の推進	★★

【スケジュール】

R5年度（2023年）	R6年度（2024年）	R7年度（2025年）
業務用プリンター削減 →	→	
ペーパーレス会議システム導入・運用、電子決裁及び文書の電子保存徹底 →	→	→
電子契約システム導入検討 →	→	→

【現状と課題】

- 文書管理システムを運用しているにも関わらず、紙による会議や資料添付が行われており、煩雑な事務処理、決裁の非効率、大量の紙の印刷・消費、文書保管スペースの確保等が課題となっている
- 既存保存文書の電子化が進んでおらず、過去の書類を探し出すのに手間と時間がかかる
- 契約書を紙の書面で交わすためには、印刷・製本・押印など、多くの手間と時間を要し、契約事務にかかる稼働負担が大きい

【取組内容】

- 業務用プリンターの削減、ペーパーレス会議システムの導入によるペーパーレス化を推進する
- 文書管理システムを活用したデータの一括管理を行うとともに、文書保管ルールの見直しを検討する
- 公印、契約、文書管理規則等について見直しを行い、真正性を証明する機能をもった電子契約サービスを導入する

【目標・効果見込】

- ペーパーレス会議を導入・運用することで紙資源の削減や、紙資料管理の稼働削減にもつながる
- 文書管理システムの活用により、煩雑な紙での保管をする上での管理稼働・事務処理稼働軽減ができる
- 電子契約システムの導入により、契約書作成、印刷、郵送にかかる時間を減らし、契約にかかる事務処理コスト削減や、契約先事業者の印紙コストが削減される

【方針２】（３）行政事務のデジタル化

【あるべき姿】

・窓口で各種申請書等の書く手間を無くし、市民の利便性向上及び窓口の混雑緩和を実現する
・情報のデータ連携を手作業する必要がなくなり、事務の簡素化、人的ミスの削減など業務効率化につながる

【取組方針】

取組事項	取組状況
③窓口業務の効率化	★★

【スケジュール】

R5年度（2023年）	R6年度（2024年）	R7年度（2025年）
タブレット端末等の導入による「書かない窓口」の運用及び検証 →		

【現状と課題】

- 実際に来庁してから申請書等を記入するため、手続に手間と時間がかかる
- 職員は記入いただいた申請書等をもとに手作業でデータ検索・処理を行うため、人的ミスが生じる恐れがある
- 令和5年3月から書かない窓口システムを導入している
  ▷タブレット端末を活用し、職員の聞き取りによる窓口申請支援：市民課、税務課
  ▷スマートフォン等からＱＲコードを使用した事前申請書等作成：福祉課、子ども未来課、高齢者福祉課、保険年金課

【取組内容】

- 申請に来た市民がフロアや窓口をたらい回しされることなく、同じ内容を何度も繰り返し記入することがないよう、窓口のワンストップサービスを目指す
- 窓口申請支援を導入する上で、各種申請案内や必要事項のマニュアル化を推進し、業務フローも併せて検討する
- 市民目線に立ち、より分かりやすく迷わない窓口運営となるよう、システムやマニュアルの運用・改善を行う

【目標・効果見込】

- 書かない窓口の構築により、市民は記入の手間がなくなり、QRコードを使用した自宅での事前申請書作成などを活用することで、記帳台スペースの利活用、窓口混雑の緩和につながる
- システム入力～データ連携までが簡素化されることで、手入力でのシステム投入や集計作業が自動化され業務効率化につながる

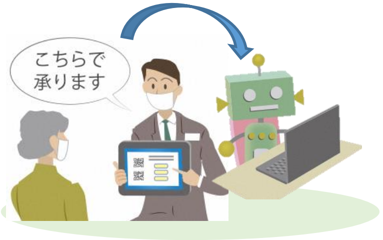

【方針２】（４）行政システムの標準化・共通化

【あるべき姿】

全国の各自治体の基幹系情報システム機能が標準化・共通化され、各自治体による維持管理・制度改正時の対応等、負担を軽減し、限られた財源や人材を有効活用することにより、持続可能な行政サービスを提供する

【取組方針】

取組事項	取組状況
行政システムの標準化・共通化	★

【スケジュール】

R5年度（2023年）	R6年度（2024年）	R7年度（2025年）
標準仕様との比較分析 現行システムの概要調査	システム標準化・共通化移行準備	システム標準化・共通化移行

【現状と課題】

- 全国の自治体における基幹系情報システムは、これまで各自治体が独自に発展させてきた結果、システムの発注や維持管理、制度改正による改修など、個別に対応しなければならないことが課題となっている
- 標準化・共通化に適合するシステムの開発に一定期間を要することから、今後の国の動向を注視し、対応する必要がある

【取組内容】

- 現行システムの概要調査や標準仕様との比較分析等を含め、標準化・共通化に適合するシステムの開発に一定期間を要することから、今後の国の動向を注視し、住民記録、税、福祉等の基幹系主要20業務のシステム標準化・共通化を推進する
- 国が整備等を進める共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境であるガバメントクラウドの活用に向けた検討を踏まえ、業務の見直し、システム運用に係る業務連携の精査等を実施する

【目標・効果見込】

- 自治体側の維持管理、セキュリティー対策等の負担が軽減し、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張が可能となる
- ガバメントクラウドを活用して、サーバー、OS、アプリを共同利用することにより、コスト削減につながる

【方針２】（５）テレワークの推進

【あるべき姿】

感染症拡大防止対策のための在宅勤務への対応や、外勤時での業務遂行など柔軟に対応できる新たな働き方のツールとして、テレワークを推進する

【取組方針】

取組事項	取組状況
テレワークの推進	★★

【スケジュール】

R5年度（2023年）	R6年度（2024年）	R7年度（2025年）
テレワークの利活用推進 →		
ビジネスチャットの導入及び利活用推進 →		

【現状と課題】

- オンラインによる研修は自宅にて受講している例もあるが、通常業務は、 基本的にそれぞれの執務室で業務を行っている
- 職員の多様な働き方を実現するため、令和4年（2022年）1月よりテレワークを試行運用し、令和4年度から本格的な利活用を推進している
- 令和4年度テレワークの実施件数は、14件（令和4年10月末時点）と利用が伸びていない

【取組内容】

- テレワーク用端末20台を有効活用し、新しい働き方としてテレワークを推進するとともに、ビジネスチャット導入等、新たなコミュニケーションツールのデジタル化等の環境整備を行う
- 今までの直接出勤しなければいけないという文化的風習を無くし、どこでも仕事ができるという意識改革を推進する
- テレワークの実施方法の見直しを行うなど、利用しやすい環境を整備する

【目標・効果見込】

- 育児や介護などで時間的制約を抱える職員の他、外部人材を含めた多様な人材が活躍でき、行政サービスが向上する
- 災害時等でも行政機能が維持され、有事の際にも臨機応変に対応できる環境構築につながる
- テレワークを実施することで、コミュニケーションツールや決裁システムの見直し、ペーパーレス化など、庁内業務の改善にもつなげていくことができる

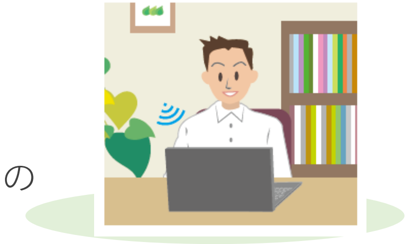

【方針３】（６）セキュリティ対策の徹底

【あるべき姿】

情報セキュリティ対策の実効性を高めるとともに、対策レベルを一層強化し、未然防止を行うとともに情報セキュリティインシデントが発生した場合の拡大防止や迅速な復旧、再発防止の対策を継続的に実施する

【取組方針】

取組事項	取組状況
セキュリティ対策の徹底	★★

【スケジュール】

R5年度（2023年）	R6年度（2024年）	R7年度（2025年）
情報セキュリティ研修の実施等		
クラウドシステムの導入検討、必要に応じてセキュリティポリシーの改定		

【現状と課題】

- セキュリティ環境の見直しができておらず、技術・人的なノウハウがないため、より一層のセキュリティ強化や、職員への情報セキュリティ研修に取り組む必要がある
- セキュリティ対策による規制が多く業務効率が下がっていることから、効率を維持しながらセキュリティ対策を行う必要がある

【取組内容】

- 情報セキュリティ研修や標的型攻撃メール訓練等を実施し、職場及び職員のセキュリティポリシーに関する理解を深める
- クラウドシステムの導入などの環境整備を進めるとともに、デジタル化への効果的な推進とセキュリティ強化に資するため、継続した外部専門家の活用や、職員のICTリテラシー向上のためのシステム研修等業務効率化に取り組む
- 国や他自治体の動向をふまえ、クラウドシステムの導入に向けた検討や必要に応じてセキュリティポリシーの見直しを行う

【目標・効果見込】

- テレワークやデジタル化の恩恵を受けながら安全な行政運営を実現する
- セキュリティインシデントによる時間的・金銭的損失を防ぎ、継続的な市民サービス提供に寄与する
- ICTリテラシー向上による安定した庁内業務運営が可能となる

【方針３】（７）デジタル人材の確保・育成

【あるべき姿】

デジタル人材の確保・育成することにより、業務効率化の推進と安定した業務運営が図られ、市民サービスの向上につながる

【取組方針】

取組事項	取組状況
デジタル人材の確保・育成	★★

【スケジュール】

R5年度（2023年）	R6年度（2024年）	R7年度（2025年）
デジタル人材の確保・育成、職員ICTリテラシー向上施策の実施		
ノーコード・ローコードツールの導入検討		

【現状と課題】

- 自治体DXを推進するためには、ICTの知見を持った上で、現場の実務に即して技術の導入判断や助言を行うことのできるデジタル人材を確保することが必要であるが、適任者がみつからないなど、その人材確保が課題となっている
- 専門的知識・スキルの不足から「業務のデジタル化の実現方法」を具体化できず、BPR等業務の抜本的見直しが進んでいない
- 人口減少に伴う人材不足が指摘される中、デジタル人材を確保・育成する体制の整備が求められる

【取組内容】

- 国の支援等を活用した外部人材の確保について積極的に検討するとともに、中長期的な観点から一般職員におけるデジタル技術等の知識・能力・経験等の醸成を図るための研修等を行うなど人材の育成に努める
- DX推進員等を対象とした実践的なBPR研修を行い、一人ひとりが自ら考え実行するスキルを醸成する
- ノーコード・ローコードツールの体験により、職員自らが成功体験を積み重ねることによって、庁内全体の業務改善につなげる

【目標・効果見込】

- DX推進員等デジタル人材の育成により、各部門の役割に見合った人材が職員として適切に配置できるとともに、各業務担当部門との緊密な連携が図られ、業務効率化と継続的な自治体DXを推進することができる
- デジタルを活用できる人材が増えることで、ICTリテラシーの向上による安定した庁内業務運営が可能となり、市民サービスの向上につながる

【方針３】（８）デジタルデバイド対策の推進

【あるべき姿】

年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、誰一人取り残されない形ですべての市民にデジタル化の恩恵を広く行き渡らせる

【取組方針】

取組事項	取組状況
デジタルデバイド対策の推進	★★

【スケジュール】

R5年度（2023年）	R6年度（2024年）	R7年度（2025年）
スマートフォン講習会等の実施		
外国人向け言語対応の検討、実施		

【現状と課題】

- 令和4年度に中央公民館及び各地域公民館において、スマートフォン講習会を開催している（1会場定員5名・全42回）
- 多言語対応可能な人員や翻訳デバイス等が不足しており、窓口や電話での対応等で、意思疎通に困難を生じている

【取組内容】

- 情報通信機器に不慣れな市民や、日本語が分からない外国人などへの対策を推進する
- スマートフォン講習会を開催するなど、情報通信機器の操作方法について、学習できる機会を提供する
- 外国人向けの多言語対応など、利用者に優しい行政サービスに取り組み、併せて、オンラインによる行政手続やマイナンバーカードを活用した各種サービスなどの利用促進を図る

【目標・効果見込】

- 市民のICTリテラシー向上によりオンライン化・デジタル化による恩恵を幅広い世代が受けられるようになる
- セキュリティ意識が向上し、防犯対策を実施することによって、被害の削減につながる

【方針３】（９）地域社会のデジタル化

【あるべき姿】

デジタル技術を活用した市民サービスの提供により、暮らしの質の向上を図るとともに、誰もが安心して暮らし続けられる地域社会を実現する

【取組方針】

取組事項	取組状況
地域社会のデジタル化	★

【スケジュール】

R5年度（2023年）	R6年度（2024年）	R7年度（2025年）
新たな地域社会のデジタル施策の検討及び実証実験		施策の実施及び新たな施策の検討

【現状と課題】

- 地域社会と密接にかかわる自治体業務のデジタル化が進んでいない
- 市が保有しているデータを発信する場がなく、市民等への情報共有が図られていない
- 人口減少・高齢化が進む中、地域性等を考慮したデジタル化に関する具体的な取組が検討されていない

【取組内容】

- デジタル化によるメリットを享受できる地域社会の実現に向け先進自治体の事例等を研究するとともに、SNSやアプリ等のデジタル技術を活用し、必要な人に必要な情報が提供できる仕組の構築について検討する
- 地域の課題解決や魅力創出に向け、「デジタル田園都市国家構想推進交付金」などを活用した新たな地域社会のデジタル施策を実施する

【目標・効果見込】

- 市民対応等の一連の業務をオンライン化することにより、市民等の利便性向上と職員稼働の削減につながる
- デジタル技術を活用して、行政サービスや業務プロセス、組織の在り方に至るまで主体的に変革することにより、市民生活の向上につながる

9　用語解説

五十音順記載

用語	説明	該当頁
自治体DX推進計画	デジタル・ガバメント実行計画に記載された各施策のうち、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化したもの。	6 7 12
情報セキュリティ	情報資産を安全に管理し、適切に利用できるように運営する経営管理のこと。適切な管理・運営のためには、情報の機密性、保全性、可溶性が保たれていることが必要となる。	26
スマートフォン	音声通話以外にも、コンピュータを内蔵し、インターネットの閲覧や電子メール、写真や音楽の再生などの機能を持ち、インターネットなどを通じてアプリケーションをダウンロードして追加することで機能強化やカスタマイズ（システムやソフトウェアの機能、見た目のデザインなどを、ユーザーの好みや使い方に合わせて設定し直すこと）ができる拡張性に優れた多機能携帯電話のこと。	2 4 10 16 23 28
セキュリティインシデント	セキュリティにおける事故や事件を指し、具体的には、第三者による不正アクセスや、パソコンや記録媒体の紛失による情報の消失、盗難など多岐にわたる。	26
セキュリティポリシー	企業や組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針。	26
セグメント配信	年齢、性別、居住地などの属性ごとに分類したユーザーにそれぞれのニーズに沿った情報を配信するマーケティング手法のこと。	10
タブレット	液晶ディスプレイなどの表示部分にタッチパネルを使用し操作を行う、平板状の携帯情報端末のこと。	23
チャットボット	短文でリアルタイムに会話する「チャット」とロボットを意味する「ボット」を組み合わせた言葉で、チャット上での人の問いかけに対して自動で答えを返すプログラム。インターネットを利用して行うリアルタイムコミュニケーション（チャット）を、人の代わりにコンピューターが行うもの。	10
デジタライゼーション	業務プロセス全体をデジタル化により再構築することで、新たな行動様式や価値を生み出すこと。	2
デジタル・ガバメント	デジタル技術の徹底活用と、官民協働を軸として、全体最適を妨げる行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、社会問題の解決や経済成長を実現することを目指し、行政の在り方そのものを変革していくことをいう。	6 16

9　用語解説

用語	説明	該当頁
新しい生活様式	新型コロナウイルスが長期間にわたり感染拡大するのを防ぐために、飛沫感染や接触感染、更には近距離での会話への対策を、これまで以上に日常生活に定着させ、持続させるための生活様式のこと。	2
オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したもの、③無償で利用できるもの、といういずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。国の推奨データセットを中心にデータを公開し、観光施設や医療機関の一覧等については、地理情報を基本としたWebアプリケーションを公開している自治体が多い。	7 14 20
オンライン会議	インターネットを利用して、離れた地点にいる人同士で映像・音声・資料等のやり取りを行うことができるツールのこと。	2
ガバメントクラウド	国の情報システムを、共通の基盤・機能を提供するクラウドサービスの利用環境。全国の自治体についても、ガバメントクラウド活用できるよう検討が進められている。	24
官民データ活用推進基本法	官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする法律。同法第9条3項に官民データ活用推進計画の策定が努力義務として規定されている。	6 12
キャッシュレス決済	物理的な現金（紙幣・硬貨）を使用しなくても決済できる手段のことで、クレジットカード、電子マネー、デビットカード、スマートフォンを使ったクレジットカードや二次元バーコード（QRコード）などの種類がある。	2 10 14 16 17
クラウド	クラウドコンピューティングの略で、ソフトウェアやデータなどを、インターネットなどのネットワークを通じてサービスの形で必要に応じて利用する方式。IT業界ではシステム構成図でネットワークの向こう側を雲（cloud：クラウド）のマークで表す慣習があることから、このように呼ばれる。サーバやソフトウェアを持たなくても、インターネットを通じて必要なサービスを利用する形態そのものを指す場合もある。	24 26
コネクテッド・ワンストップ	デジタル手続法において、「民間サービスを含め、複数の手続き・サービスをワンストップで実現する」ことを意味し、引越しや相続の手続きなど、一度に多くの手続きが発生する場合に、それらの手続きを一度に行えるようにするというものをいう。	6
コンビニ交付	マイナンバーカードを利用して、全国の主要なコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機（コンビニ端末機）で住民票などの証明書は取得できる。	10 16

9　用語解説

用語	説明	該当頁
デジタル改革関連6法	「デジタル社会形成基本法」「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」など、官民のデジタル化を推進することで国民や民間企業の利便性を向上させるため、2021年5月に成立した6つの法律。	6
デジタル人材	AI・IoT・RPAなど最先端のテクノロジーを活用して、自社や顧客にその価値を提案し、具体化できるための充分な能力・スキル・経験を持つ人材と考えられている。	14 27
デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差をいい、「情報格差」とも呼ばれる。個人や集団の間に生じる格差と、地域間や国家間で生じる格差がある。	7 14 28
デジタルファースト	デジタル手続法において、「個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する」ことを意味する。デジタルファースト原則は、デジタル手続法の趣旨に最も直接的に対応する原則であり、 デジタル技術の活用を原則とするという点において、 ほか 2 つの原則（ワンスオンリー・コネクテッド・ワンストップ）の基盤となる。	6
テレワーク	tele（離れた場所）とwork（働く）をあわせた造語。ICTを利用し、オフィスに出社することなく業務を行う働き方のこと。時間や場所を有効に活用でき、大きな分類としては、在宅勤務・モバイルワーク（施設に依存しない）・施設利用型（サテライトオフィスなど）などがある。	2 7 10 14 25 26
電子決裁	事案の処理についての意思決定をシステムにより行うもの。	22
電子署名	文書等のデータの真正性を証明するために付加される暗号データであり、紙文書における印章や署名に相当するもの。	19
電子申請	インターネットを使って申請・届出や公共施設の予約を受け付けるシステムで、都道府県と市区町村が共同で運営している。	10 14 16

9　用語解説

用語	説明	該当頁
ビジネスチャット	業務連絡やビジネス上でのコミュニケーションの活性化・効率化を目的に、パソコンやスマートフォンなどを介して、文字によってリアルタイムのコミュニケーションができるツールのこと。	25
ビッグデータ	「様々な形をした、様々な性格を持った、様々な種類のデータ」のことを指し、近年では、「量（Volume）」「種類（Variety）」「頻度・速度（Velocity）」「価値（Value）」の4つの特性があるとされる。日々膨大に生成、蓄積され、さまざまな形や性質を持っており、従来の業務システムやデータベース・データ処理ソフトウエアで扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータのこと。 総務省の平成29年版情報通信白書では、「デジタル化の更なる進展やネットワークの高度化、またスマートフォンやセンサー等IoT関連機器の小型化・低コスト化によるIoTの進展により、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる膨大なデータ」と定義される。 ICT技術の進歩により、これまでは活用できていなかったビッグデータを分析することで、ビジネスや社会に有用な知見を得たり、新たな価値やビジネスを産み出す可能性が高まるとされている。	20
ペーパーレス化	文書を紙に印刷するのではなく、電子化して活用していくことを指す。また、書籍からデジタル書籍、紙チケットからデジタルチケット、切符からICカードといった多様な変化も含まれる。なお、e-文書法や電子帳簿保存法では、従来の法令により書面での保存が義務付けられていた国税関係書類などの法定保存文書を、電子データで保存することが認められている。なお、e-文書法や電子帳簿保存法では、従来の法令により書面での保存が義務付けられていた国税関係書類などの法定保存文書を、電子データで保存することが認められている。	14 16 18 22 25
マイキープラットフォーム	マイナンバーカードのマイキー部分（ＩＣチップの空きスペースと公的個人認証の部分で、国や地方自治体といった公的機関だけでなく、民間でも活用できるもの）を活用して、マイナンバーカードを公共施設や商店街などに係る各種サービスを呼び出す共通の手段とするための情報基盤。	19
マイナポータル	国がマイナンバー制度の導入に併せて新たに構築したオンラインサービスのこと。具体的には、自己情報表示機能、情報提供等記録表示機能、お知らせ機能、各種ワンストップサービス等を提供する基盤であり、国民一人ひとりが様々な官民のオンラインサービスを利用できる。行政機関が保有する個人に関する情報や行政機関からのお知らせ等をパソコン等から確認できるサイト。また、API連携により、国、地方公共団体及び民間のオンラインサービス間のシームレスな連携を可能にする基盤である。	16 19

9　用語解説

用語	説明	該当頁
マイナンバー	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、日本国内に住民票を有するすべての個人に割り当てられる「個人番号」の通称で、住民票コードを変換して得られる 12 桁の番号のこと。	19
マイナンバーカード	申請により無料で交付され、マイナンバー（個人番号）および氏名、住所、生年月日、性別が記載された顔写真付のICカード。本人確認のための身分証明書や健康保険証として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax 等の電子証明書（信頼できる第三者（認証局）が間違いなく本人であることを電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書の代わりとなるもの）を利用した電子申請等、様々なサービスにも利用することができる。	7 10 14 16 19 28
マイナンバー制度	社会保障・税番号制度のことであり、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であるとともに、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤。	33
リモート授業	パソコンやタブレット端末等を使い、インターネットを介し、遠隔で行う授業や講義のこと。	2
ワンスオンリー	デジタル手続法において、「一度提出した情報は、二度提出することを不要とする」ことを意味し、国民や民間事業者が提供した情報（氏名や登記情報など）については、行政機関同士が連携し確認することによって、国民や民間事業者の負担を軽減することをいう。	6
ワンストップ	様々な行政の手続を一度に済ませることができるサービス体制のこと。	6 8 16 19 23

9　用語解説

英語標記（アルファベット順記載）

用語	説明	該当頁
AI	Artificial Intelligence の略。コンピューターの人工的な方法による学習、推論、判断、分析等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。	7 14 21
AI-OCR	AIを活用した「Optical Character Reader」の略。手書きや印刷された文字を読み取り、電子テキスト化する装置のこと。	10
BIツール	「Business Intelligenceツール」の略で、大量に蓄積されているデータから必要な情報を集約し、わかりやすく可視化・分析するツール。	21
BPR	Business Process Re-engineering の略。ビジネス・プロセスを見直し、抜本的にそれをデザインし直す（リエンジニアリング） という考え方。組織の目標を達成するため、既存の業務内容や業務フローの見直しを行うことを意味する。業務内容やその流れ・業務プロセス を分析し最適になるように設計した上で、業務内容や業務プロセスを再構築すること。	7 11 21 27
CIO	Chief Information Officerの略。「最高情報責任者」「情報システム担当役員」「情報戦略統括役員」。企業や行政機関等といった組織において情報化戦略を立案、実行する責任者のこと。	13
EBPM	Evidence based policy making（エビデンスベースドポリシーメイキング）の略。データ等の証拠（エビデンス）を活用して、効果的・効率的な政策立案及び運営を目指す取組のこと。	20
GIGAスクール構想	児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想のこと。対象はハード環境の整備だけにとどまらず、デジタル教科書や児童・生徒が個別に苦手分野を集中学習できるAIドリルといった「ソフト」と、地域指導者養成やICT支援員などの外部人材を活用した「人材」の強化も含めた3本柱で改革を推進する。	10
ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。ITに「通信（Communication）」の概念を加えたもので、ITとほぼ同義の意味を持つが、より情報や知識の共有・伝達に重きを置いた言葉である。	2 11 13 22 27

9　用語解説

用語	説明	該当頁
ICTリテラシー	ICT技術を利用し、使いこなすための知識やスキル。	26 27 28
IoT	Internet of Thingsの略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した言葉。	32 33
IT	Information Technology（情報技術）の略。コンピュータやネットワークに関わるすべての技術を総称する言葉として使用される。	6 13
RPA	Robotic Process Automation の略。ソフトウェアロボットを使用し、コンピュータを使った作業を自動化するテクノロジー。これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を、人間に代わって実施できるルールエンジンやAI、機械学習等を含む認知技術を活用して代行・代替する取組をいう。	7 10 21 32

令和５年３月

行田市

住所：〒361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号
電話：048-556-1111（代表）
URL：https://www.city.gyoda.lg.jp

編集：行田市 総合政策部 情報政策課

支援：東日本電信電話株式会社